

用語の解説

注. 平成 28 年 4 月 1 日現在のものである。

I 船員保険法

旧法

国民年金法の一部を改正する法律（昭和 60 年法律第 34 号）（昭和 61 年 4 月 1 日施行）により、船員保険の職務外年金部門は厚生年金保険に統合された。この年報においては、同法による改正前の船員保険法を「旧法」という。

新法、新々法

雇用保険法等の一部を改正する法律（平成 19 年法律第 30 号）（平成 22 年 1 月 1 日施行）により、船員保険の職務上年金部門・年金部門及び失業部門はそれぞれ、労災保険及び失業保険に統合された。この年報においては、同法による改正前の船員保険法を「新法」、改正後の船員保険法を「新々法」という。また、単に「法」と表記した場合は「新々法」を指す。

II 適用関係

船舶所有者

船舶所有者とは、

- ① 船舶の所有権を有する者
- ② 船舶共有の場合には船舶管理人
- ③ 船舶賃借の場合には船舶借入人
- ④ 船舶所有者、船舶管理人及び船舶借入人以外の者が船員を使用する場合にはその者

が船員保険法上の船舶所有者となる。すなわち自己の所有する船舶、管理する船舶、借り入れた船舶又はその他の船舶において労務の提供を受けるために船員を使用する者をいい、必ずしも船舶の所有権とは関係がない。

被保険者

(1) 強制被保険者

船員法第 1 条に定める船員として船舶所有者に使用される者（船員法の適用を受けない船舶に乗り組む者は被保険者とならない）である。ただし、船員であっても共済組合の組合員（独立行政法人等職員被保険者を除く）は、保険給付及び保険料徴収が行われず、適用除外に等しく扱われる。

船舶所有者に使用されない人（例えば漁船の船主船長等）は、被保険者とならない。また、カー・フェリー等の売店、食堂の従業員は船を直接航行させるための乗組員ではないが、船員法の適用を受け、船員手帳を所持する船員であるから被保険者とされる。

(2) 疾病任意継続被保険者

継続して 2 か月以上強制被保険者であった者が、疾病関係の給付を受けるために、資格喪失後 20 日以内に申し出て、最大 2 年間被保険者の資格を継続することができる。

(3) 独立行政法人等職員被保険者

特定独立行政法人以外の独立行政法人及び国立大学法人等の職員（以下「独立行政法人等職員」という。）である船員保険の被保険者。平成 21 年 12 月以前においては労災保険より職務上給付が行われていたため、給付内容によっては ILO 条約や船員法で定められた水準の災害補償が行われていなかったが、平成 22 年 1 月以降の新たな船員保険では、独立行政法人等職員（船員）は「独立行政法人等職員

被保険者」(法第2条第3項)として、職務上上乗せ給付等の保険給付を行っている。

船舶種別

(1) 汽船等

船舶の種類が、漁船以外の船舶(汽船(A船)及び機帆船(B船))をいう。

(2) 漁船(い)

船舶の種類が旧法第34条第1項第2号イ、ロ、ハのいずれかに該当する漁船(母船式漁業に従事する漁船に作業員として乗組む場合を除く。)(C船)をいう。つまり、直接漁業に従事しない漁船をいう。

(3) 漁船(ろ)

船舶の種類が旧法第34条第1項第2号イ、ロ、ハのいずれにも該当しない漁船(母船式漁業に従事する漁船に作業員として乗組む場合を含む。)(D船)をいう。つまり、直接漁業に従事する漁船をいう。

被扶養者

被扶養者とは、被保険者に扶養されている者のことで、自身に保険事故が生じたとき家族給付を受けることができる者のことである。なお、国民健康保険では、家族も被保険者とされ、いわゆる家族給付といった考え方はない。また、厚生年金保険及び国民年金等では、被保険者に扶養されている家族は、遺族給付を受けることはあっても、家族自身に保険事故が生じた場合の給付は行われない。

加入者

被保険者及び被扶養者のことである。

(1) 義務教育就学前(平成19年度までは3歳未満)

法第76条第2項の規定に基づき、6歳に達する日以後の最初の3月31日以前の者で自己負担割合が2割になる者のことである。

(2) 高齢受給者(一般)

法第55条第1項及び第76条第2項の規定に基づき、70歳以上の者(平成14年9月30日に70歳以上であった者を除く。以下同じ)のうち自己負担割合が2割になる者のことである。(平成19年度までの自己負担割合は1割負担)

ただし、特例措置により平成26年3月31日以前に70歳に達した者については1割負担である。

(3) 高齢受給者(一定以上所得者)

法第55条第1項及び第76条第2項の規定に基づき、70歳以上の者のうち自己負担割合が3割になる者のことである。(平成19年度までの自己負担割合は2割負担)

扶養率

75歳未満の被保険者数に対する被扶養者数の比率をいう。

標準報酬月額

船員保険においては、それぞれの被保険者の報酬を、月額にして最低58,000円から最高1,210,000円までの47等級の区分に集約した報酬月額にあてはめて、この額を基礎にして保険料の算出等を行うこととしており、この仮定的な報酬月額を標準報酬月額という。

標準賞与額

標準賞与額とは、被保険者が労働の対象として3ヵ月を超える期間ごとにうける賞与(年3回以下支給)で、千円未満の端数を切り捨てた額であり、年間(毎年4月1日から翌年3月31日までの累計)540万円が上限となっている。

育児休業

育児休業期間中のため保険料が免除されている者をいう。

産前産後休業

産前産後休業中のため保険料が免除されている者をいう。

漁船被保険者標準報酬改・決定早見表

漁船に乗り込む被保険者の標準報酬月額については、総報酬制導入（平成15年）以前においては、漁船船員の歩合給には、少なくとも一定額以上の報酬について一律に賞与分としてある程度の控除分を認めることが妥当であるという考え方にに基づき、行政庁において作成した「漁船被保険者標準報酬改・決定早見表」により一定額を控除して標準報酬月額を算定していた（総報酬制導入に伴い平成15年4月1日より廃止）。

III 給付関係

保険給付（費）

保険給付とは、被保険者又は被保険者であった者や被扶養者に保険事故（病気、けが、分べん、死亡等）が生じた場合に、その事故に対応して保険者が行う一定の給付であり、その給付（現物及び現金）の金額を保険給付費という。

保険給付（費）の類別

この年報においては、船員保険の保険給付を医療・年金の部門の別により疾病給付と年金等給付に類別している。なお、新たな船員保険（新々法）の保険給付の体系により、疾病給付、年金等給付の別及び職務外給付、独自給付、職務上上乘せ給付、経過的職務上給付の別（類別については例言に記載）を表すと194頁の図のとおりとなる。

(1) 疾病給付（費）

疾病給付とは保険給付のうち、診療費、薬剤支給、入院時食事生活療養費、訪問看護療養費、療養費、移送費、高額療養費、高額医療・高額介護合算療養費、傷病手当金、休業手当金、葬祭料、出産育児一時金、出産手当金のことであり、その給付の金額を疾病給付費という。

診療費及び薬剤支給については当該月診療分又は調剤分を対象としており、その他については当該月に給付決定が行われた分を対象としている。ただし、前月以前の診療分であっても請求遅延分として当該月診療分とともに請求されたものを含む。

また、疾病給付については医療に係る給付である医療給付（診療費、薬剤支給、入院時食事生活療養費、訪問看護療養費、療養費、移送費、高額療養費、高額医療・高額介護合算療養費）と、その他の現金給付（傷病手当金、休業手当金、葬祭料、出産育児一時金、出産手当金）に類別しており、医療給付の金額を医療給付費、その他の現金給付の金額をその他の現金給付費という。

① 医療費

疾病給付費の種別のうち、医療給付費に患者負担分及び公費負担分を含めた金額をいう。

なお、保険外併用療養費の差額負担（評価療養、選定療養に該当）分は含まれない。

② 件数

保険給付の対象となった件数のことであり、診療費においては、支払基金に請求のあった診療報酬明細書（レセプト）の枚数である。

③ 日数

診療費のうち、入院については当該月中に入院した日数をいい、入院外及び歯科については当該月に通院した日数をいう。

傷病手当金及び出産手当金においては、給付が決定された日数である。

④ 点数 <参考>

健康保険法第76条第2項の規定に基づいて定められた厚生労働省告示「診療報酬の算定方法」により算出され、診療報酬明細書（レセプト）等に記入された点数のことである。記入された点数に、単

価 10 円を乗じたものが、現物給付の医療費である。

(2) 年金等給付（費）

年金等給付とは保険給付のうち、障害年金、遺族年金、障害手当金、障害差額一時金、障害年金差額一時金、障害前払一時金、遺族一時金、遺族年金差額一時金、遺族前払一時金、行方不明手当金のことであり、その給付の金額を年金等給付費という。

障害年金及び遺族年金については当該月末時点での受給権者（受給者）に係る年金額等を対象としており、その他については当該月に給付決定が行われた分を対象としている。

入院時食事療養費

入院中の食事の費用のうち、船員保険から給付するものをいう。入院中の食事の費用は、入院時食事療養費と患者が支払う標準負担額によりまかなわれる。

入院時生活療養費

療養病床に入院する 65 歳以上（平成 20 年 3 月までは、70 歳以上）の生活療養に要した費用のうち、船員保険から給付するものをいう。入院中の生活療養（食事療養並びに温度、照明及び給水に関する適切な療養環境の形成である療養）の費用は、入院時生活療養費と患者が支払う標準負担額によりまかなわれる。

また、入院時食事療養費及び入院時生活療養費の「標準負担額差額支給除く」は現物給付のことをいい、「標準負担額差額支給」は、標準負担額の減額措置を受ける資格を満たす低所得者が申請を行わなかったため減額措置を受けられなかった場合に、事後的に療養費支給申請書を提出して受けた減額分の払い戻し分をいう。

なお、入院時食事療養費及び入院時生活療養費の件数は「標準負担額差額支給」の件数であり、金額は「標準負担額差額支給除く」と「標準負担額差額支給」の合計である。

高額療養費

高額療養費とは、被保険者もしくはその被扶養者が、同一月に同一医療機関において支払った一部負担金の額が自己負担限度額を越えた場合、その額から自己負担限度額を控除した額が高額療養費として支給される。

(1) 多数該当負担軽減分

多数該当負担軽減分とは、高額療養費に係る当該療養があった月以前の 12 か月以内に既に 3 回以上高額療養費の支給を受けているときは、自己負担限度額が引き下げられるが、この引き下げられて支給された高額療養費のことをいう。

(2) 世帯合算高額療養費

世帯合算高額療養費として、高齢受給者がいない世帯では、同一月に一部負担金の額が 21,000 円（平成 14 年 9 月 30 日までは一般、上位所得者は 30,000 円）以上のレセプトが複数枚生じた場合に、これを合算して自己負担限度額を越えたならば、合算した額から自己負担限度額を控除した額を高額療養費として支給するが、この時の高額療養費をいう。

高齢受給者がいる世帯では、限度額は 3 段階に設定されており、1 ヶ月に支払った、外来のすべての自己負担を個人ごとに合算し、その額が個人ごとの限度額を超えていれば超えた分が支給され、次に高齢受給者の外来と入院のすべての自己負担（外来は個人単位の限度額を適用した後になお残る自己負担）を世帯で合算し、その額が世帯ごとの限度額を超えていれば、超えた分が支給され、最後に高齢受給者のすべての自己負担（前記 2 段階の限度額を適用した後になお残る自己負担）と 70 歳未満の加入者の合算対象基準額 21,000 円以上の自己負担を世帯で合算し、限度額を超えていれば、その超えた分が支給される。

高額医療・高額介護合算療養費

高額医療・高額介護合算療養費として、高額療養費の算定対象世帯に介護保険受給者がいる場合、船員保険の自己負担額と介護保険の利用者負担額の合計額が定められた自己負担額を超えた場合、その超えた

額が支給される。

限度額適用・標準負担額減額認定証

75歳未満の加入者で市区町村税が非課税などによる低所得者の入院時の窓口負担が軽減される（現物給付の高額療養費及び入院時食事療養費等）。有効期限は、申請月から初めて到来する7月までである。

限度額適用認定証

70歳未満の加入者で上位所得者・一般所得者の入院時の窓口負担が軽減される（現物給付の高額療養費）。有効期限は、申請月から最長1年間である。

特定疾病療養受療証

費用が著しく高額な一定の治療を長期に渡り継続しなければならない場合で、厚生労働大臣が定める治療及び疾病については、その療養を受けた被保険者または被扶養者が保険者の認定を受けた場合、窓口で支払う一部負担金等の金額は、保険医療機関または保険薬局ごとに1か月に10,000円（なお、人工透析を要する70歳未満の上位所得者及びその被扶養者は20,000円）を最高限度とすることになっている。この認定を受けた場合に交付される証が、特定疾病療養受療証である。

なお、厚生労働大臣が定める治療及び疾病としては、

- ① 人工腎臓を実施している慢性腎不全
- ② 血漿分画製剤を投与している先天性血液凝固第Ⅷ因子障害または先天性血液凝固第Ⅸ因子障害
- ③ 抗ウイルス剤を投与している後天性免疫不全症候群（HIV感染を含み、厚生労働大臣の定める者に係るものに限る。）

がある。

保険給付諸率

保険給付諸率の算出にあたって、被保険者数、被扶養者数または加入者数で除す場合、月別の表章においては当該月の月末現在の被保険者数等を用い、年度別の表章においては、年度平均の被保険者数等を用いている。

(1) 1,000人当たり件数

保険給付費の種別ごとに、当該期間（月または年度）別の件数を、その期間に対応する被保険者数、被扶養者数または加入者数で除して1,000倍した数である。被保険者の保険給付に係る件数は、当該期間に対応する被保険者数で、被扶養者数の保険給付に係る件数は、当該期間に対応する被扶養者数で、世帯合算高額療養費に係る件数は、当該期間に対応する加入者数でそれぞれ除している。

また、件数に高齢受給に係る分が含まれていない場合（「入院時食事・生活療養費（標準負担額差額支給）」、「療養費」、「移送費」及び「高額療養費」以外の医療給付費に係る件数が該当する。）は、被保険者数等にも高齢受給者の数を含めておらず、件数に高齢受給者に係る分が含まれている場合（「入院時食事・生活療養費（標準負担額差額支給）」、「療養費」、「移送費」、「高額療養費」及び「その他の現金給付」に係る件数が該当する）は、被保険者数等にも含めている。

(2) 1件当たり日数

保険給付費の種別ごとに、当該期間（月または年度）別の日数をその期間に対応する件数で除した数である。

(3) 1件当たり金額

保険給付費の種別ごとに、当該期間（月または年度）別の保険給付費の金額をその期間に対応する件数で除した数である。

(4) 1日当たり金額

保険給付費の種別ごとに、当該期間（月または年度）別の保険給付費の金額をその期間に対応する日数で除した数である。

(5) 1人当たり金額

保険給付費の種別ごとに、当該期間（月または年度）別の保険給付費の金額をその期間に対応する被保険者数、被扶養者数または加入者数で除した数である。その他の定義については、1,000人当たり件数と同様である。

(6) 医療費の3要素

診療費に係る1人当たり医療費（「1人当たり診療費」という。）は、以下のように分解できる。

1人当たり診療費（円/人）

$$\begin{aligned} &= 1,000 \text{人当たり件数 (件/人)} \\ &\quad \times 1 \text{件当たり日数 (日/件)} \\ &\quad \times 1 \text{日当たり金額 (円/日)} \div 1,000 \end{aligned}$$

1,000人当たり件数（診療費に係る場合は、「受診率」という。）、1件当たり日数及び1日当たり金額を医療費の3要素という。医療費の動向指標である1人当たり診療費の変動を分析する際にその要因をさぐるため3要素に分解し、3要素ごとの変動をみるのが有効である。

- ① 1,000人当たり件数（受診率）は、受診傾向の高低
- ② 1件当たり日数は、入院であれば入院期間、入院外・歯科であれば通院日数の長短
- ③ 1日当たり金額は、1日当たりの診療費の単価

を示しているといえる。例えば、インフルエンザが流行する場合、②及び③などはあまり変動せず、①が大きく増加し、結果として1人当たり診療費が増加することになる。

下船後の療養補償

雇入契約存続中に発生した職務外の傷病について、下船日（療養を受けることができる状態になった日）から3ヶ月目の末日までの間において、船舶所有者の負担する保険料による療養補償を行うものである。被保険者（であった者）は、医療機関に療養補償証明書を提出することにより、自己負担なしで療養を受けることができる。下船後の療養補償は労災保険には同趣旨の給付がない船員保険独自の給付であることから、平成22年1月以降も新たな船員保険（新々法）の保険給付として支給する〔独自給付〕。なお、この年報では下船後の療養補償を「下3」と略して表記する場合がある。

行方不明手当金

被保険者が職務上の事由により1ヶ月以上行方不明になったとき、3ヶ月を限度に被扶養者に対して1日につき標準報酬日額の所得補償を行うものである。行方不明手当金は労災保険には同趣旨の給付がない船員保険独自の給付であることから、平成22年1月以降も新たな船員保険（新々法）の保険給付として支給する〔独自給付〕。

休業手当金

職務上の事由または通勤による疾病または負傷及びこれにより発したる疾病による療養のため、労働することができないために報酬を受けない日について、休業補償を行うものである。新たな船員保険（新々法）の保険給付であり、従前の船員保険（新法）の職務上の傷病手当金の給付水準と労災保険の休業（補償）給付の給付水準との差額相当を、労災保険より支給される休業（補償）給付の上乗せとして支給する〔職務上上乗せ給付〕。

障害年金

被保険者であった間に発した職務上の事由または通勤による疾病または負傷及びこれにより発したる疾病が治癒した時に、一定以上の障害の状態（1級から7級）にある場合、または傷病が1年5月たっても治癒しない場合で重い障害の状態（1級から3級）にある場合に支給する年金のことである。

平成21年12月以前の船員保険（新法）においては、最終報酬標準報酬月額に障害の程度に応じて10.4月～4.4月の月数を乗じて得た年金額を支給する。

平成22年1月以降の新たな船員保険（新々法）においては、労災保険の障害（補償）年金を受けている場合で、その給付の基礎となる年金給付基礎日額に適用された年齢・階層別の最高限度額が船員保険の標

準報酬日額（標準報酬月額÷30）を下回る場合に、標準報酬日額から最高限度額を控除した額に障害の程度に応じて313日～131日の日数を乗じて得た年金額を支給する〔職務上乗せ給付〕。

遺族年金

被保険者が職務上の事由または通勤により死亡したときに、その遺族に対して支給する年金のことである。

平成21年12月以前の船員保険（新法）においては、最終標準報酬月額 \times 5.5月分に遺族の人数に応じた加給金又は寡婦加算を加えた年金額を支給する。

平成22年1月以降の新たな船員保険（新々法）においては、労災保険の遺族（補償）年金を受けている場合で、その給付の基礎となる年金給付基礎日額に適用された年齢・階層別の最高限度額が船員保険の標準報酬日額（標準報酬月額÷30）を下回る場合に、標準報酬日額から最高限度額を控除した額に、遺族の人数に応じて定める日数（153日～245日）を乗じて得た年金額を支給する〔職務上乗せ給付〕。

障害手当金

被保険者であった間に発した職務上の事由または通勤による疾病または負傷及びこれにより発したる疾病が治癒した時に、一定の障害の状態（障害年金を受けることができない程度の障害）が残った場合に支給する一時金のことである。

平成21年12月以前の船員保険（新法）においては、最終標準報酬月額に障害の程度に応じて20～2月の月数を乗じて得た金額を支給する。

平成22年1月以降の新たな船員保険（新々法）においては、労災保険の障害（補償）一時金が支給される場合に、最終標準報酬月額に障害の程度に応じて3.2月～0.1月の月数を乗じて得た金額を支給する〔職務上乗せ給付〕。

遺族一時金

被保険者が職務上の事由または通勤により死亡したときに、遺族年金の対象となる遺族がいない場合に、その他の遺族に対して支給する一時金のことである。

平成21年12月以前の船員保険（新法）においては、最終標準報酬月額 \times 36月分を支給する。

平成22年1月以降の新たな船員保険（新々法）においては、労災保険の遺族（補償）一時金が支給される場合に、最終標準報酬月額 \times 2.7月分を支給する〔職務上乗せ給付〕。

障害差額一時金

障害年金の受給者が障害の程度が軽減して障害手当金を受ける程度の障害になった場合であって、すでに支給された障害年金が、船員法により支給されることになっている災害補償の水準（最終標準報酬月額に障害の程度に応じて48月～25月の月数を乗じて得た金額。以下「船員の災害補償（障害手当）の水準」という。）に満たないときに支給する一時金のことである。

平成21年12月以前の船員保険（新法）においては、船員の災害補償（障害手当）の水準から、すでに支給を受けた障害年金の総額を差し引いた額を支給する。なお、その額が、回復した後の障害の程度に応じた障害手当金の額を超えるときは、その手当金の額を支給する。

平成22年1月以降の新たな船員保険（新々法）においては、船員の災害補償（障害手当）の水準から、すでに支給を受けた労災保険の障害（補償）年金、障害（補償）一時金と船員保険の障害年金（職務上乗せ給付分）の総額を差し引いた額を支給する〔職務上乗せ給付〕。

障害年金差額一時金

障害年金の受給者が死亡した場合であって、すでに支給された障害年金の額が船員の災害補償（障害手当）の水準に満たないときに、遺族に対して支給する一時金のことである。

平成21年12月以前の船員保険（新法）においては、船員の災害補償（障害手当）の水準から、すでに支給を受けた障害年金の総額を差し引いた額を支給する。

平成 22 年 1 月以降の新たな船員保険（新々法）においては、船員の災害補償（障害手当）の水準から、すでに支給を受けた労災保険の障害（補償）年金、障害（補償）年金差額一時金と船員保険の障害年金（職務上上乗せ給付分）の総額を差し引いた額を支給する〔職務上上乗せ給付〕。

遺族年金差額一時金

遺族年金の受給者が失権し後順位者がいないときに、すでに支給された遺族年金の額が、船員法により支給されることになっている災害補償の水準（最終報酬月額³⁶月分（以下「船員の災害補償（遺族手当）の水準」という。））に満たないときに、その他の遺族に対して支給する一時金のことである。

平成 21 年 12 月以前の船員保険（新法）においては、船員の災害補償（遺族手当）の水準から、すでに支給を受けた遺族年金の総額を差し引いた額を支給する。

平成 22 年 1 月以降の新たな船員保険（新々法）においては、船員の災害補償（遺族手当）の水準から、すでに支給を受けた労災保険の遺族（補償）年金、遺族（補償）一時金と船員保険の遺族年金（職務上上乗せ給付分）の総額を差し引いた額を支給する〔職務上上乗せ給付〕。

介護料

職務上の障害年金 1 級の者または 2 級で「神経系統の機能または精神の著しい障害」及び「胸腹部臓器の機能の著しい障害」の者であって、常時または随時介護を要すると認められた者が、実際に介護を受けるときに支給される。介護料は労災保険に同趣旨で同程度の介護（補償）給付があることから、平成 22 年 1 月以降の新たな船員保険（新々法）の保険給付とされていない。

受給権者

年金を受ける権利を持っていて、本人の請求により裁定された者をいう。これには全額支給停止されている者も含む。

受給者

受給権者のうち、全額支給停止されていない者をいう。

年金額

ある時点においてとらえた受給権者または受給者について、その時点で決定済の年金額（年額）である。また、受給者の年金額には一部支給停止されている金額も含んでいる。

平均年金月額

年金額の総額を受給権者数または受給者数で除することにより平均年金額を求め、これを 12 で除した金額をいう。

新規裁定

当該期間（月または年度）中に新たに裁定され、年金受給権を得た者が対象であり、年金額については裁定された時点で決定された年金額である。

IV 福祉事業関係

福祉事業

船員保険法第 111 条第 2 項に基づき全国健康保険協会が実施する、加入者の福祉の増進等を目的とした事業。

特別支給金

労災保険の給付を受ける者等を対象として、一定の要件に該当する場合に、船員保険の福祉事業において法定給付を補完する給付として支給するもの。休業特別支給金、予後特別支給金、障害特別支給金、遺族特別支給金、経過的特別支給金がある。

(1) 休業特別支給金

労災保険の休業（補償）給付の受給者を対象として、労災保険の休業給付基礎日額を月額換算した額の該当する標準報酬月額等級が船員保険の標準報酬月額より一等級以上低い場合等に支給する特別支給金。

【1日当たりの支給額】

- ①報酬を受けない4日目～4ヶ月（労災保険の休業給付基礎日額を月額換算した額の該当する標準報酬月額等級が船員保険の標準報酬月額より一等級以上低い場合に限る。）

標準報酬日額（船員保険）の $\frac{60}{100}$ から休業給付基礎日額（労災保険）の $\frac{60}{100}$ を控除した額

- ②報酬を受けない4ヶ月を超える期間（③を除く期間で、労災保険の休業給付基礎日額を月額換算した額の該当する標準報酬月額等級が船員保険の標準報酬月額より一等級以上低い場合に限る。）

標準報酬日額（船員保険）の $\frac{80}{100}$ から休業給付基礎日額（労災保険）の $\frac{80}{100}$ を控除した額

- ③療養を開始した日から1年6カ月を経過した日以後の期間（労災保険の給付基礎日額が年齢階層別の最高限度額に該当する場合に限る。）

標準報酬日額（船員保険）の $\frac{20}{100}$ から最高限度額（労災保険）の $\frac{20}{100}$ を控除した額

(2) 予後特別支給金

労災保険の療養（補償）給付を受けなくなった後、当該給付による疾病または負傷により船舶に乗り組むことができない場合を対象に、当該給付を受けなくなった日から1ヶ月の範囲内において支給する特別支給金。

【1日当たりの支給額】

標準報酬日額の $\frac{80}{100}$

(3) 障害特別支給金

労災保険の障害（補償）年金、傷病（補償）年金、障害（補償）一時金の受給者を対象として、労災保険の障害（補償）年金等の給付基礎日額を月額換算した額の該当する標準報酬月額等級が、船員保険の最終標準報酬月額等級より一等級以上低い場合に支給する特別支給金。

- ①障害（補償）年金、傷病（補償）年金の受給者

【1年当たりの支給額】

1年当たりの支給額 = 最終標準報酬月額 × 障害の程度に応じて定める月数 - (労災保険の年金額 + 船員保険の年金額)

(障害の程度に応じて定める月数)

1級 10.4月 2級 9.2月 3級 8.2月 4級 7.1月 5級 6.1月

6級 5.2月 7級 4.4月

- ②障害（補償）一時金の受給者

【支給額】

支給額 = 最終標準報酬月額 × 障害の程度に応じて定める月数 - (労災保険の一時金額 + 船員保険の一時金額)

(障害の程度に応じて定める月数)

1級 20月 2級 15月 3級 12月 4級 9月 5級 6月
6級 4月 7級 2月

(4) 遺族特別支給金

労災保険の遺族（補償）年金、遺族（補償）一時金の受給者を対象として、労災保険の遺族（補償）年金等の給付基礎日額を月額換算した額の該当する標準報酬月額の等級が、船員保険の最終標準報酬月額の等級より一等級以上低い場合に支給する特別支給金。

①遺族（補償）年金の受給者

【1年当たりの支給額】

1年当たりの支給額 = 最終標準報酬月額 × 遺族の人数に応じて定める月数 - (労災保険の年金額 + 船員保険の年金額)

(遺族の人数に応じて定める月数)

1人 5.5月 (5.8月※) 2人 6.7月 3人 7.4月 4人以上 8.2月

※ 55歳以上の妻又は船保規則第128条に規定する障害状態にある妻は5.8月

②遺族（補償）一時金の受給者

【支給額】

支給額 = 最終標準報酬月額 × 36月 - (労災保険の一時金額 + 船員保険の一時金額)

※①②いずれの場合も、支給を受ける者が2人以上いるときは、その人数で除して得た額とする。

(5) 経過的特別支給金

平成22年1月1日から平成29年3月31日までの間に支給事由が発生した労災保険の障害（補償）年金、傷病（補償）年金、障害（補償）一時金、遺族（補償）年金、遺族（補償）一時金の受給者を対象として一時金を支給する特別支給金。ただし、労災保険の給付基礎日額を月額換算した額の該当する標準報酬月額の等級が、船員保険の最終標準報酬月額の等級を上回る場合、又は労災保険の障害特別年金、傷病特別年金、障害特別一時金、遺族特別年金、遺族特別一時金を受給できる場合は支給しない。

①障害（補償）年金、傷病（補償）年金の受給者

【支給額】

支給額 = 最終標準報酬月額 × 障害の程度に応じて定める月数

(障害の程度に応じて定める月数)

1級 10.4月 2級 9.2月 3級 8.2月 4級 7.1月 5級 6.1月
6級 5.2月 7級 4.4月

②障害（補償）一時金の受給者

【支給額】

支給額 = 最終標準報酬月額 × 障害の程度に応じて定める月数 × $\frac{8}{100}$

(障害の程度に応じて定める月数)

1級 20月 2級 15月 3級 12月 4級 9月 5級 6月
6級 4月 7級 2月

③遺族（補償）年金の受給者

【支給額】

支給額 = 最終標準報酬月額 × 遺族の人数に応じて定める月数

(遺族の人数に応じて定める月数)

1人 5.5月(5.8月※) 2人 6.7月 3人 7.4月 4人以上 8.2月

※ 55歳以上の妻又は船保規則第128条に規定する障害状態にある妻は5.8月

④遺族(補償)一時金の受給者

【支給額】

$$\text{支給額} = \text{最終標準報酬月額} \times 36 \text{月} \times \frac{8}{100}$$

※③④いずれの場合も、支給を受ける者が2人以上いるときは、その人数で除して得た額とする。

特別支給金(経過措置分)

経過措置により、平成22年1月以降においても経過的職務上給付として支給する傷病手当金、障害年金、遺族年金、障害手当金、遺族一時金、障害差額一時金、障害年金差額一時金、遺族年金差額一時金を受給する場合に支給する、従前の船員保険の福祉事業の特別支給金。傷病手当特別支給金、第一種特別支給金、第二種特別支給金がある。

(1) 傷病手当特別支給金

経過的職務上給付として支給する傷病手当金を4ヶ月を超えて受給する者に対して、その超えた日から支給する特別支給金。

【1日当たりの支給額】

$$\text{傷病手当金の額の} \frac{1}{3}$$

(2) 第一種特別支給金

経過的職務上給付として支給する障害年金、障害手当金、遺族年金、遺族一時金を受ける権利を有することとなった者に対して支給する特別支給金。

①障害年金または障害手当金を受ける権利を有することとなった者

【支給額】

障害の程度に応じて定める次の金額

(障害年金)

1級	3,420,000円	2級	3,200,000円	3級	3,000,000円	4級	2,640,000円
5級	2,250,000円	6級	1,920,000円	7級	1,590,000円		

(障害年金※)

1級	1,140,000円	2級	1,070,000円	3級	1,000,000円
----	------------	----	------------	----	------------

※ 傷病が1年6ヶ月経過しても治らない場合で政令に定める障害状態に該当し、障害年金を請求して受給することとなった者

(障害手当金)

1級	650,000円	2級	500,000円	3級	390,000円	4級	290,000円
5級	200,000円	6級	140,000円	7級	80,000円		

②遺族年金または遺族一時金を受ける権利を有することとなった者

【支給額】

3,000,000円

(3) 第二種特別支給金

経過的職務上給付として支給する障害年金、障害手当金、障害差額一時金、障害年金差額一時金、遺族年金、遺族一時金、遺族年金差額一時金の受給者に対して、年金または一時金に上乗せして支給する特別支給金。

【支給額】

年金または一時金の額の $\frac{8}{100}$

就学等援護費

職務上の事由（通勤災害等を含む）により亡くなった船員の家族及び重度の障害により障害年金を受けることとなった船員または家族などの教育費、保育費の負担の軽減を図るために、船員保険の福祉事業として支給する給付のことである。

就学等援護費は、平成 22 年 1 月以降は労災保険の社会復帰促進事業において実施されているが、平成 22 年 1 月以降においても経過的職務上給付として支給する障害年金または遺族年金の受給者等については、引き続き、船員保険の福祉事業として支給している。

脊髄損傷患者等介護事業

在宅中の脊髄損傷患者等のうち、常時又は随時介護を要する状態にある者に対し、その介護費用の実質補填を図るために、船員保険の福祉事業として介護料を支給する事業。

介護料の法定給付化が行われた平成 8 年 4 月 1 日以降は、法定給付としての介護料の支給の対象外とされた障害年金 3 級の受給権者及び支給額が減少となった障害年金 2 級の受給権者であって、平成 8 年 4 月 1 日において福祉事業における介護料の支給を受けていた者に対し、経過的措置として引き続き、船員保険の福祉事業において支給している。

整形外科療養事業

船員保険に加入していた間の傷病により身体に障害が生じた人を対象として、失われた労働機能の回復や生活条件を向上させ社会復帰支援を図るため、整形外科療養（義肢、装具、補助器、補助車、及び補聴器等の支給または修理、これに伴う必要な診療や移送等）を行う事業。

整形外科療養事業は、平成 22 年 1 月以降は労災保険の社会復帰促進事業において実施されているが、平成 22 年 1 月以降においても経過的職務上給付として支給する障害年金または障害手当金の受給者については、引き続き、船員保険の福祉事業として支給している。

高額医療費貸付事業・出産費貸付事業

高額療養費または（家族）出産育児一時金の支給までの間、それぞれの給付見込み額の 8 割相当額を限度として、無利子の貸付を行う事業。

無線医療助言事業

船員の健康を守り、生命の安全を図るため、航海中の船舶内において急病人やけが人が発生した際に船舶内の衛生管理者等から電話、FAX、メール等により寄せられる助言要請に対し、速やかに医師による救急処置の指示等の医療助言を 365 日 24 時間体制で無料サービスしている事業。

洋上救急医療援護事業

日本の周辺海域を航行する船舶内で、病気、負傷等により緊急に医師の治療を必要とする被保険者等からの救急診療要請に対し、医師及び看護師を往診させるための体制を充実させ、海上医療体制の向上を図ることとし、現在、洋上救急医療（救急診療要請に対し、登録された医療機関の医師及び看護師を海上保安庁等の巡視船艇、航空機等により往診させ陸上の病院に搬送する事業）を実施している「公益社団法人日本水難救済会」に洋上救急医療体制を維持するための費用を援護する事業。

保養事業

船員の疲労回復、静養、家族との団らんを提供することにより、福祉の増進を図るため、船員保険保養所等について、船員保険の加入者等が優先的に利用できる等の環境を構築すること及びこれに附帯する事業。

契約保養施設利用補助事業

船員保険の加入者が船員保険保養所等の廃止された地域において、船員保険保養所等の廃止によるその代替措置として選定された保養施設を利用した場合に、その利用料金の一部を補助する事業。

旅行代理店を活用した保養施設利用補助事業

船員保険の加入者が、協会の指定した旅行代理店（近畿日本ツーリスト・日本旅行）の契約宿泊施設を利用する際、宿泊料金の一部を補助する事業。